放送大学学園理事会運営規則

平成１５年１０月１日
放送大学学園規則第１号
改正　平成 17 年３月 15 日・10 月１日、平成 23 年 10 月１日、平成 26 年８月 28 日、令和２年３月 30 日、令和６年１月 11 日、令和７年３月 11 日

（趣旨）

第１条　放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成１５年放送大学学園規則第３号）第４条の規定に基づく理事会の運営その他理事会に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

（理事会の区分）

第２条　理事会は定例理事会と臨時理事会とする。

２　定例理事会は、各年度の６月、９月、１２月、３月に開催することを常例とする。

３　臨時理事会は必要あるときに開催する。

（議決事項等）

第３条　次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

一　経営の基本方針の決定及び法人の業務の決定、変更等

二　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

三　寄附行為第６４条に規定する賠償の責任の免除

四　寄附行為及び法人の規則（大学の規則を除く。）の制定及び改廃

五　法人の合併又は解散

六　大学学部、大学院等の設置改廃

七　放送局の開設及び廃止

八　基幹放送局提供事業者又は電気通信事業者（衛星に係るものに限る）に委託して放送番組を放送する業務の開始及び廃止

九　法人の組織、職制、人事、給与及び就業等のうち重要な事項

十　予算、資金計画及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

十一　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

十二　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）

十三　重要な財産の譲渡等

十四　事業報告及び決算

十五　寄附金品の募集に関する事項

十六　入学料、授業料、検定料等学費の決定

十七　法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要なリスクに関する事項

十八　その他理事長が理事会の議決を要すると認めた事項

２　前項で定めた事項のうち、特に緊急処理を要するもので、理事会を開催する時間的余裕がない場合には、理事長は理事会の議決を経ないで執行できるものとする。ただし、次回の理事会において、その承認を受けなければならない。

３　理事長は、学長選考・監察会議が学長の選考を行ったときは、当該選考の結果を理事会に報告しなければならない。学長選考・監察会議から学長の免職の申出があったときも同様とする。

４　理事会は、毎年度、業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制について必要な見直しを行うものとする。

（構成員以外の出席）

第４条　理事長は、必要と認めるときは、理事以外の者を出席させることができる。

（常勤理事会）
第５条　理事会に常勤の理事をもって組織する常勤理事会を置く。
２　常勤理事会は、理事長が主宰する。
３　常勤理事会は、次の事項を議決する。
一　第３条に規定する事項のうち、理事会から特に委任を受けた事項
二　第３条に規定する事項以外の法人の日常業務に関する事項
三　非常事態発生の場合の緊急対策に関する事項
四　その他法人業務のために特に必要と認められた事項
４　前条の規定は、常勤理事会にこれを準用する。

附　則

この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月１５日）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１０月１日）

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２３年１０月１日）

この規則は、平成２３年１０月１日から施行し、同年６月３０日から適用する。

附　則（平成２６年８月２８日）

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１月１１日）

この規則は、令和６年１月１１日から施行する。

附　則（令和７年３月１１日）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。